栃木市読書活動推進計画

令和 7(2025)年度～令和 11(2029)年度

令和７年３月

栃木市教育委員会

・目　　次

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の背景と目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２　国・県の動向　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
３　ＳＤＧｓ への取組み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
４　ライフステージに応じた取組み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
５　計画の位置付け　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
６　計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
７　計画の対象　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

第２章　栃木市の読書活動推進の現状の分析

１　栃木市子どもの読書活動推進計画【第２期】の実施状況（抜粋）　・・・・　４
２　令和５年度　読書に関する市民アンケート結果（抜粋）　・・・・・・・・　７
３　栃木市図書館の読書活動推進の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

第３章　読書活動推進計画の考え方

１　基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
２　計画目標の設定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

第４章　読書活動推進の施策の展開

１　各施策の具体的展開　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

第５章　計画の推進体制等

１　推進体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
２　評価と進捗管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

１　栃木市子どもの読書活動推進計画【第２期】の結果（全体）
２　令和５年度　読書に関する市民アンケート結果（全体）
　・読書に関するアンケート質問用紙
３　関係法令
　・子どもの読書活動の推進に関する法律
　・視覚障害者等の読書活動の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の背景と目的

本市は、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、平成 31（2018）年「栃木市子どもの読書活動推進計画【第２期】」を策定し、「みんなで広げよう子どもの読書活動～未来にはばたけ栃木っ子～」をキャッチフレーズに、子どもの読書活動の施策に取組んできました。

近年、子どもの読書活動を取り巻く状況は、インターネットやスマートフォン等の情報通信機器の普及が著しく、情報知識の習得方法や読書のあり方に大きく影響を及ぼし、活字離れに拍車をかけ、国語力の低下が指摘されます。学校では、ＧＩＧＡスクール構想*[1]によるＩＣＴ環境の整備が進み、小中学生にタブレット端末が一人一台配備され、学びの環境も大きく変化していることから、デジタル社会に対応した読書環境の整備や多様な子どもの読書機会の確保が求められています。

また、これらの情報メディアの普及を背景とした大人の読書離れ、活字離れも指摘されています。「人生 100 年時代」を迎える今、これまでの子どもの読書活動に加え、大人の読書活動を推進することで、子どもの読書習慣の形成等への寄与が期待されることから、新たに全ての市民を対象として読書活動を推進する必要があります。

これらのことを踏まえ、家庭や地域、学校や図書館等が相互に連携を図り、社会全体で全ての市民が自主的な読書活動が出来るよう「栃木市読書活動推進計画」を策定します。

２　国・県の動向

国の動向は、平成13（2001）年「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布され、国や地方公共団体の計画策定及び実施する責務が明文化され、平成26（2014）年公布の「学校図書館法の一部を改正する法律」では、学校図書館の職務に従事する職員の配置を努めることとされました。

令和元（2019）年には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）が公布され、視覚障害者、読字に困難がある発達障害者（ディスレクシア等）の方も読書に親しむことができる社会を推進することが求められました。

これらの法整備が行われ、国は「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を令和５（2023）年３月に策定し、今までの全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、社会全体で子どもの読書活動を推進することに加え、地方公共団体は対象を子どもだけに区切らず、大人も含めた読書活動推進計画の策定取組むことが求められました。

また、栃木県は、令和６（2024）年３月に栃木県読書活動推進計画を策定し、「ライフステージに応じた読書活動の推進」「連携・協働による読書活動の推進」「読書に親しむ環境づくり」の３つの方針により子どもから大人までのすべての県民が読書活動に親しむことのできる環境づくりを推進しています。

*[1] GIGA スクール構想：義務教育を受ける児童生徒のために、１人１台の学習者用 PC と高速ネットワーク環境などを整備する文部科学省の取組み。

３　ＳＤＧｓへの取組み

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成27(2015)年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため 17 の目標が定められています。

本計画においても、全ての基本方針に「目標４　質の高い教育をみんなに」を始めとしたＳＤＧｓの考え方を取り入れていきます。

出典：国際連合広報センター

４　ライフステージに応じた取組み

全ての市民が生涯にわたって読書に親しむには、ライフステージに応じた取組が求められます。本計画では、ライフステージを乳幼児期、小学生期、中学・高校生期、成人期に設定し、それぞれの年代の課題として、乳幼児期の「本と出会い、楽しむ」に始まり、義務教育や高校での学びを通して、興味や関心をより高める「本で知ることを、楽しむ」、成人期になり、趣味や子育て等につながる「本が役立つことを、楽しむ」に取組み、全世代を通じていろいろな「本を楽しむ」で、読書活動の推進を図ります。

本計画におけるライフステージ区分表

ライフステージ	乳 幼 児 期	小 学 生 期	中学・高校生期	成　人　期
年代の課題	**本と出会い、楽しむ**	**本で知ることを、楽しむ**		**本が役立つことを、楽しむ**
主 な 取 組	乳幼児への読み聞かせや絵本の親しみを促進する。	自立した読書習慣を促進する。	他の興味から読書への関心、読書習慣を促進する。	趣味や子育てのニーズ等を満たす読書の魅力を発信する。

５　計画の位置付け

本計画は、「栃木市子どもの読書活動推進計画【第２期】」を受け継ぎ、国の「子どもの読書活動の推進に関する法律（第９条第２項）」の規定に基づく市町村子ども読書活動推進計画として、また「読書バリアフリー法（第８条）」の規定に基づく、市町村における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画として策定します。

策定に当たっては、国の「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（令和５年３月）」や、栃木県の「栃木県読書活動推進計画（令和６年３月）」を踏まえ、本市の「第２次栃木市総合計画（令和５年３月）」に基づき、策定された「第３期栃木市教育計画（令和５年３月）」、「第２期栃木市生涯学習振興計画（令和５年３月）」との整合を図るものとします。

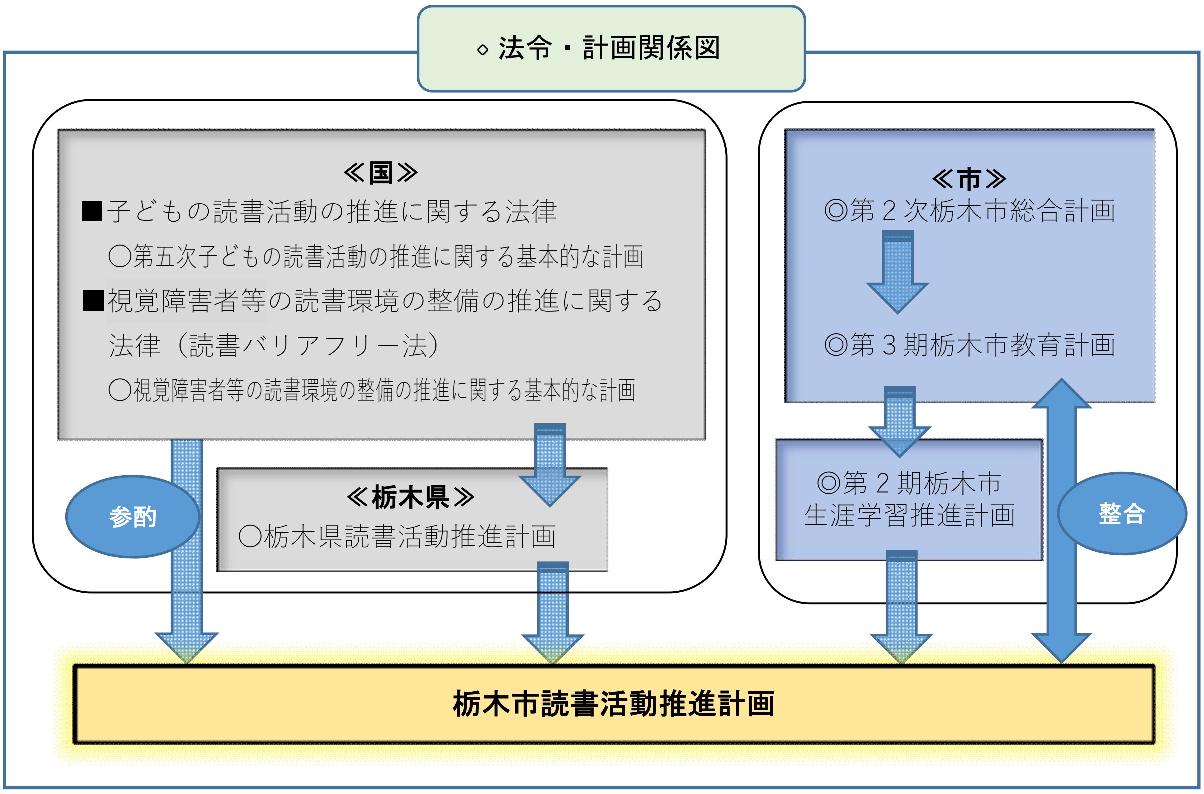

６　計画の期間

計画期間は、令和７（2025）年度から令和 11（2029）年度までの５年間とします。
なお、読書にまつわる環境の変化に適切に対応するため、必要が生じた場合は計画の見直しを行います。

７　計画の対象

この計画の対象は、子どもから大人までの全ての市民および、子どもの読書活動の推進に係る全ての団体とします。

また、本計画における「読書」は、本（学習漫画、電子書籍等を含む）を読むこととします。

第２章　栃木市の読書活動推進の現状の分析

１　栃木市子どもの読書活動推進計画【第２期】の実施状況（抜粋）

第２期計画は、令和元（2019）年度から令和６（2024）年度の６か年計画で、子どもがより多くの本に親しみ、読書習慣を身に付けられるよう保育園、認定こども園、小規模保育施設、学校、家庭、地域、図書館等が連携して読書活動を推進することを目的として取組みました。ここでは３つの基本方針に基づいた取り組みを検証し、現状を分析しました。

【基本方針１】　家庭、地域、図書館、学校等における読書活動の推進

（１）家庭における子どもの読書活動の推進

①啓発資料の配布及びブックスタート＊[2]等活動による家庭の理解の推進

②学習機会の提供による家庭の理解の促進

③家読＊[3]（うちどく）による子どもと家族による読書活動の促進

			基準 H29	実績 R4	目標	実績 R5
指標	だっこだっこ絵本事業＊[4]の実施状況	健診受診率	98.8％	99.0％	100.0％	**99.5％**
		実施回数	46 回	30 回	34 回	**26 回**
		参加者数	1,068 人	795 人	1,000 人	**730 人**

※だっこだっこ絵本事業*[4]は、９か月児健診時のブックスタートであり、対象の乳幼児が概ね参加して、保護者と子どもが絵本と共に過ごす時間をスタートしていることから、これからも継続が必要です。

（２）地域における子どもの読書活動の推進

①公民館、児童館等における読書活動の推進

②読書ボランティア・民間団体等の活動支援

指標	読み聞かせ会の実施状況 ・公民館 11 館 ・児童館 6 館 ・子育て支援センター12 館	公民館	基準 H29	実績 R4	目標	**実績 R5**
		開催数	3 回	2 回	4 回	**5 回**
		参加者数	176 人	69 人	200 人	**227 人**
		児童館	基準 H29	実績 R4	目標	**実績 R5**
		開催数	86 回	191 回	100 回	**207 回**
		参加者数	2,254 人	3,386 人	2,600 人	**2,847 人**
		地域子育て支援センター	基準 H29	実績 R4	目標	**実績 R5**
		開催数	1,369 回	1,117 回	1,400 回	**1,146 回**
		参加者数	31,956 人	14,507 人	33,000 人	**13,914 人**

※読書活動推進の核となる施設の一つである公民館の読書に関する事業数は、５年度実績３館、延べ５回で目標達成しましたが、読書活動推進拠点としての今後も取組みの強化が必要です。

＊[2] ブックスタート：自治体の事業。乳幼児健診等の機会に絵本を手渡しでプレゼントし、その場で読んで聞かせる活動のこと。

＊[3] 家読：家族で本を読んで感想を話し合ったり、好きな本をすすめあったり、読書習慣を共有することでコミュニケーションを図り、家族の絆を強める取組です。

＊[4] だっこだっこ絵本事業：栃木市におけるブックスタートとして、９か月健診時に絵本の読み聞かせと絵本のプレゼントを行う。

（３）図書館における子どもの読書活動の推進

①読書活動に関する情報提供　②あかちゃんタイム＊[5]の実施
③学校図書室との連携協力　④ボランティア活動の促進
⑤図書館資料の整備・充実　⑥バリアフリー資料の充実
⑦司書の配置・研修

指標			基準 H29	実績 R4	目標	実績 R5
指標	読み聞かせボランティア養成講座の開催	講座回数	1 回	0 回	2 回	**0 回**
		講座参加人数	12 人	0 人	20 人	**0 人**

※安定した読み聞かせの提供に必要なボランティア確保のための養成講座は、コロナ禍以降、開催に至らず、読み聞かせボランティアの高齢化もあり、その養成が必要です。

（４）学校等における子どもの読書活動の推進

①保育園・認定こども園・小規模保育施設における読書活動の推進
②小学校・中学校における読書活動の推進
③高等学校における読書活動の推進

指標			基準 H29	実績 R4	目標	実績 R5
指標	「読書の時間」＊[6] 月１回以上実施学校数	小学校	29 校/29 校	29 校/29 校	29 校	**29 校/29 校**
		中学校	14 校/14 校	11 校/13 校	14 校	**12 校/13 校**
	学校司書配置率＊[7]		基準 H30	実績 R4	目標	実績 R5
		小学校	100.0%	100.0%	100.0%	**100.0%**
		中学校	100.0%	100.0%	100.0%	**100.0%**

※「読書の時間」については、小学校では全校で読書習慣の醸成が図られましたが、中学校では実施されていない学校もあり、市内全校での取組みが必要です。

※小中学校では、学校司書の全校配置が整っており、学校司書が図書室に常駐することで、いつでも子どもたちが楽しみを抱き、足を運べる環境が作られており、この環境を活用して読書活動の推進が必要です。

＊[5] あかちゃんタイム：栃木市図書館全館で実施している、『赤ちゃんが泣いたり、幼児が声を出してしまっても、温かく見守りましょう！』と呼びかけることで、乳幼児と保護者に図書館を気兼ねなく利用してもらう時間。

＊[6] 「読書の時間」：学校で毎朝、ホームルームや授業の始まる前の時間、自分の読みたい本を読む「朝の読書」活動として実施している学校が多い。「朝の読書」実施率全国平均：小学校 82%、中学校 81%（出典：2024 年朝の読書推進協議会調べ）

＊[7] 学校司書配置率全国平均：公立小学校 69.1%、公立中学校：65.9%（出典：文部科学省 R2「学校図書館の現状に関する調査」）

【基本方針２】学校等、地域と連携した読書機会の充実

（５）学校等、地域と連携した読書機会の充実

①図書館間等の連携・協力の推進

②読書ボランティア等民間団体等の連携・協力の促進

指標	図書館連携事業の開催		基準 H29	実績 R4	目標	実績 R5
		開催数	5 回	2 回	8 回	3 回
		参加者数	2,501 人	279 人	2,700 人	253 人

※図書館連携事業では、ビブリオバトルや読書感想画展等の取組が開催され、他団体との連携を進めていますが、参加者が一部にとどまったことから、子どもから大人までが本を読む楽しさ、面白さに触れる施策の展開が必要です。

【基本方針３】　読書習慣醸成のための啓発

（６）読書習慣醸成のための啓発

①各種情報の収集・提供

②優れた取組の奨励・優良な図書の紹介

③総合的な啓発活動の推進

指標	５歳児保護者の認知度	基準 H30	目標	実績 R5
	「子ども読書の日」について	2.8%	15.0%	3.0%
	「家読（うちどく）」について	13.5%	30.0%	21.5%

※市内保育園・認定こども園に通う５歳児保護者にアンケートによると、「子ども読書の日」の認知度は、微増したものの、目標達成に至りませんでした。

※「家読（うちどく）」の認知度も増加したものの、目標達成に至りませんでした。子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、制定された「子どもの読書の日」や、家族ふれあい読書の略である「家読」の推進は、引き続き、啓発活動が必要です。

２　令和５年度　読書に関する市民アンケート結果（抜粋）

本市の読書活動の推進を図り、全市民を対象とする「栃木市読書活動推進計画」の策定に当たり、小中高校の児童生徒及び５歳児クラスの保護者を対象としたアンケート調査の結果から現状をまとめました。

■実施時期　令和６（2024）年１月中旬～２月２日
■調査対象　5,825 人（回収率 92.9%）
　○児童生徒（市内小学校：29 校、中学校：14 校、高等学校：8 校、特別支援学校：1 校）
　○5 歳児クラスの保護者（市内保育園：14 園、認定こども園：18 園）

〇配布数と回収数　（単位：人）

区　分		配付数(A)	回収数(B)	回収率(B/A)
児童生徒	小学２年生	2,266	2,186	96.5%
	小学５年生			
	中学２年生	1,095	1,082	98.8%
	高校２年生	1,463	1,387	94.8%
小　計		4,824	4,655	96.5%

区　分		配付数(A)	回収数(B)	回収率(B/A)
保護者	保　育　園	257	185	72.0%
	認定こども園	744	569	76.5%
	小　計	1,001	754	75.3%

（１）不読率について

①【質問：小・中・高】　１か月に何冊くらい本を読みますか？（学習まんがを含む）（１つ）

		11 冊以上	8～10 冊	5～7 冊	3～4 冊	1～2 冊	ほとんど読まない	計	不読率目標値
小２	R5	**39.6%**	12.9%	10.9%	16.2%	13.6%	6.8%	100.0%	2%以下
	H30	**46.2%**	15.8%	15.2%	11.6%	9.3%	1.9%	100.0%	
小５	R5	22.0%	14.9%	21.7%	**22.3%**	11.6%	7.5%	100.0%	
	H30	**33.2%**	17.4%	23.7%	15.7%	7.0%	3.0%	100.0%	
中２	R5	7.1%	4.1%	9.5%	22.8%	**30.9%**	25.5%	100.0%	10%以下
	H30	9.1%	5.3%	13.9%	23.6%	**31.3%**	16.8%	100.0%	
高２	R5	3.2%	1.9%	4.1%	10.1%	23.8%	**56.9%**	100.0%	45%以下
	H30	1.6%	1.2%	6.1%	12.4%	26.4%	**52.3%**	100.0%	

※調査結果から、不読率のポイントが全学年で上がりました。全ての学齢で目標値に届かず、小学生で 10%未満、中学生が 4 人に 1 人、高校生は 2 人に 1 人以上が 1 冊も読んでいない状態であることから、中高生に対する積極的な取組が必要です。

（２）家庭での読書状況について

①【質問：小・中・高】　あなたの家の人は、本をよく読んでいますか？（１つ）

	小学２年	小学５年	中学２年	高校２年
❶よく読んでいる	20.9%	17.7%	12.2%	15.3%
❷ときどき読んでいる	**31.7%**	**30.5%**	**24.1%**	24.4%
❸あまり読んでいない	14.8%	23.8%	17.0%	17.9%
❹読んでいない	17.4%	15.6%	23.9%	**28.4%**
❺わからない	15.2%	12.3%	22.9%	14.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

②【質問：小・中・高】　あなたは、家の人と本の内容について話をすることがありますか？（1つ）

	小学２年	小学５年	中学２年	高校２年
❶よくある	15.2%	10.4%	5.7%	5.4%
❷ときどきある	**33.3%**	31.6%	24.0%	20.1%
❸あまりない	27.4%	**35.2%**	29.7%	26.7%
❹ない	24.1%	22.8%	**40.5%**	**47.8%**
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

③【質問：小・中・高】　誰に本を読んだり、物語を聞かせてもらったりしましたか？(複数可)

	小学２年	小学５年	中学２年	高校２年
❶父母	**31.3%**	25.9%	23.4%	**55.8%**
❷家族（祖父母・兄や姉など）	12.2%	15.7%	**26.8%**	11.3%
❸先生（保育園・幼稚園・こども園）	23.4%	24.7%	24.2%	19.6%
❹読み聞かせボランティアの方	28.5%	**32.3%**	20.4%	13.0%
❺その他	4.6%	1.5%	5.3%	0.3%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

④【質問：保】　あなた（保護者）は平均して１か月に何冊くらい本を読みますか？
お子さんへ読み聞かせる本等は含みません。（１つ）

	６冊以上	５冊	４冊	３冊	２冊	１冊	読まない	計
保護者	4.6%	1.3%	3.7%	16.0%	**41.9%**	10.4%	22.1%	100..0%

※子どもが見ている「家の人」の「あまり読んでいない」「読んでいない」の割合は学齢とともに上がり、子どもが家の人と本の話をする割合は、学齢が上がると下がります。

※高校生から学齢が下がるにつれ、読み聞かせの主体が「父母」や「家族」から「読み聞かせボランティア」に代わる傾向が見られ、家庭での読み聞かせが必要です。

※５歳児保護者は、月に２冊読む人が最も多いものの不読率の解消に努める必要があります。

（３）図書館（図書室）の利用について

①【質問：小・中・高】　あなたは学校の図書室でひと月に何冊くらい本を借りますか？(1つ)

	３冊以上	１～２冊	１冊くらい	借りない	計
小学２年生	**76.0%**	18.4%	4.7%	0.9%	100.0%
小学５年生	**64.3%**	26.4%	7.1%	2.2%	100.0%
中学２年生	16.4%	17.0%	14.0%	**52.6%**	100.0%
高校２年生	3.6%	4.8%	6.4%	**85.2%**	100.0%

※学校図書室は、小学生には利用されており、読書に繋がっていますが、学齢が上がると本を借りなくなります。ヤングアダルト（ＹＡ）＊[8]に対する積極的な取り組みが必要です。

（４）電子書籍＊[9]の利用について

①【質問：中・高・保】　あなたは電子書籍を読んだことがありますか？（１つ）

		よく利用する	あるが、あまりない	ないが、読みたい	ない	計
中２	R5	22.3%	**32.9%**	22.2%	22.6%	100.0%
	H30	9.9%	25.6%	20.2%	**44.3%**	100.0%
高２	R5	27.4%	**34.2%**	21.0%	17.4%	100.0%
	H30	12.1%	35.2%	15.0%	**37.7%**	100.0%
保護者	R5	22.1%	**40.6%**	13.7%	23.6%	100.0%

※平成 30 年度、令和５年度を比較すると、電子書籍を利用したことのある人の割合が増えています。令和５年度に読んだことのある人の割合は、中学生は約５割強、高校生、保護者ともに６割を超え、たくさんの人が電子書籍を読んでいることが分かります。それと同時に、電子図書を読んだことはあるものの継続して使用していないと思われる「あるが、あまりない」とした回答が最多のため、電子書籍導入の際には利用法等の検討が必要です。

３　栃木市図書館の読書活動推進の状況

栃木市は、読書をはじめとする図書資料などの情報サービスを提供することにより、市民が求める心の豊かさやゆとりある生活を実現するため、生涯学習の拠点施設として、市内に６つの図書館を設置し、図書館全体の効率的かつ効果的な運営を目指すため、指定管理者制度を活用しながら、業務の改善・推進に努めております。

ここでは、「令和６年度　栃木市図書館指定管理施設事業計画書」から読書活動の推進に向けた新たな取組を整理します。

■読書バリアフリー法への対応について

■外国籍の方の利用への対応について

■電子図書館＊[10]の立上げについて

■子どもの読書活動推進の実践について

＊[8] ヤングアダルト（ＹＡ）：大人になりつつある概ね 13 歳から 19 歳の読者層。

＊[9] 電子書籍：紙ではなく電子的に記録され、画面で読む本など。読むにはデジタル端末が必要。

＊[10] 電子図書館：実際に図書館に行かなくても、インターネットを通じてお持ちのパソコンやタブレット、スマートフォン等から電子書籍を無料で借りて読むことができるサービス。

第３章　読書活動推進の考え方

１　基本方針

国の子どもの読書活動推進の取組みや県の読書活動推進計画、本市の上位計画、関係法令との整合を図り、栃木市子どもの読書活動推進計画【第２期】及び、市民アンケート等の検証を踏まえ、市民の読書活動を推進していくため、５つの基本方針を定めます。

【基本方針１】　家庭・学校等における読書活動の推進
【基本方針２】　図書館における読書活動の推進
【基本方針３】　地域における読書活動の推進
【基本方針４】　読書バリアフリーの推進
【基本方針５】　読書習慣の継続化

(1)【基本方針１】　家庭・学校等における読書活動の推進

①現状と課題

家庭における読書は、乳幼児期から小学校低学年まで良い環境で推進されますが、アンケートを行った児童・生徒の４学年とも不読率が増加し、特に、中学生の読書しない割合が多くなり、高校生では約半数の生徒が読書しないことが分かり、家庭における読書習慣を創ることがとても重要な状況です。

家庭では、乳幼児期に読み聞かせをしたり、小学生・中学生期に保護者自身が読書に親しみ、面白かった本等の話題をするなど、保護者からの働きかけを行い、子どもと一緒に本に触れる機会を多くもつように心掛けることが大切になってきます。

学校教育では、児童・生徒の確かな学力を育てるとともに、言語活動や探究学習、読書等の活動を通じて、子どもたちの豊かな人間性を培うことが求められます。

学校図書室は、児童・生徒にとって読書を楽しむ身近な場所であるとともに、探求的な学習などの充実に寄与する施設ですが、学齢が上がるとともに学校図書室を利用しなくなる傾向が見られ、特に、中学生の利用は低く、読書の時間を定期的に行うことや、小学校での実践が多い多読者表彰等の様々なきっかけにより、本を楽しむ習慣づくりが求められます。

②目的

本を読む習慣を育む

③施策の方向

◎	家族で読書を楽しむ習慣づくり	（全世代）
◎	家読（うちどく）の継続による読書習慣の形成	（小学生期、中学生期）
◎	学校における継続的な読書習慣の形成	（小学生期、中学・高校生期）

(2)【基本方針２】　図書館における読書活動の推進

①現状と課題

本市は、栃木・大平・藤岡・都賀・西方・岩舟地域の全てに公立図書館があり、市民がどこの図書館も自由に利用でき、約 70 万点の図書館資料を活用できる環境を整えています。

図書館は、専門的な知識と技術を習得した職員を配置して、児童・青少年図書等を始めとする図書資料の選択・収集・提供、読み聞かせ等の読書活動推進の取組みを行っています。

図書館では、あかちゃんタイムの実施により乳幼児期から本にふれあい、親しむ環境づくりに努めており、引き続き、事業を実施するとともに、ビブリオバトル＊[11]や読書感想画展等の取組みの実施や司書有資格者を多く配置した市民への図書サービスの向上が求められます。

②目的

本を読みたくなる拠点をつくる

③施策の方向

◎	年代に応じた読書環境づくり	（全世代）
◎	読書環境の充実	（全世代）

(3)【基本方針３】　地域における読書活動の推進

①現状と課題

地域においては、公民館や児童館、地域子育て支援センター等の各施設で読み聞かせ会が継続的に開催され、学びや子育ての場でも本と触れ合う環境が整っていますが、参加者を増やす工夫や、読み聞かせ会の開催等の読書情報の広報・周知が課題となります。

社会教育施設である公民館での読書関係事業は、積極的に取組むべき課題となります。

読書活動を活性化するには、本が常に身近にあり、本に親しむことができる環境を継続して運用されていることが大切で、子どもや成人が身近に利用する多くの施設を手軽な読書活動拠点として利用していくことが求められます。

子どもの読書活動に大きく寄与しているボランティア団体等構成員の高齢化が進んでおり、ボランティアの育成・支援や、安心して活動できるための体制作りが課題となっています。

②目的

本を楽しめる環境を整える

③施策の方向

◎	さまざまな施設での本とのふれあいの創出	（全世代）
◎	読書ボランティア・民間団体等の活動支援	（全世代）

＊[11] ビブリオバトル：お気に入りの本を持ち寄り、その本の魅力を紹介する知的書評合戦のこと。

(4)【基本方針４】　読書バリアフリーの推進

①現状と課題

読書バリアフリーについては、令和元（2019）年に書籍を視覚で認識することが困難な方の読書環境の整備を推進する「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）が公布されました。これは、視覚障がい者や寝たきりや障害がある等の理由で読書が困難である市民も読書に親しむことができる社会を推進することが求められます。

本市では、大平図書館がサピエ図書館＊[12]に加入し、視覚障がい者が利用できる資料を貸出しており、また、市民団体が作製した点訳本も多く所蔵され、読書環境の整備に努めています。

新型コロナウイルスのパンデミック以来、公立図書館に足を運ばなくても、いつでもどこでも読書ができる電子書籍の導入が望まれており、市民のニーズに合った取組みも求められます。

②目的

本を読むことのバリアをなくす

③施策の方向

◎	いつでも・どこでも・だれでもの実施	（全世代）
◎	サピエ図書館（デイジー図書＊[13]）の活用	（全世代）

(5)【基本方針５】　読書習慣の継続化

①現状と課題

５歳児の保護者へのアンケート結果では「子ども読書の日」は 3.0%、「家読（うちどく）」は 21.5%等と低い認知度となりました。

「子ども読書の日」（４月 23 日)は、子どもの読書への関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動の意欲を高めるという意義があることから、本市では「子ども読書の日」及び「こどもの読書週間」（４月 23 日から５月 12 日）を契機と捉え、特に、中学生、高校生が本に親しめる事業の実施を公立図書館や学校等において推奨することが求められます。

また、「読書週間」（10 月 27 日から 11 月９日）の啓発広報活動などを行うことで、全ての市民が本を楽しむ社会的気運を高めるような読書活動の推進も求められます。

＊[12] サピエ図書館：全国視覚障害者情報提供施設協会が運営する視覚障がいのある人や活字による読書が困難な人に点字図書や録音図書のデータを提供するネットワークシステム。

＊[13] デイジー図書（DAISY 図書）：デジタル録音図書の標準規格のこと。目次から読みたい見出しやページに移動することができる。図書や雑誌の内容を録音して音声にした「音声デイジー」、文字や画像をハイライトしながら、その部分を音声と一緒に読むことができる「マルチメディアデイジー」などがある。

②目的

ヤングアダルト（ＹＡ）が本を読むきっかけを生む

③施策の方向

◎	中高生ボランティアの育成・活動支援	（中学・高校生期）
◎	対象者が使いやすい媒体による広報・啓発	（中学・高校生期）
◎	読書活動推進イベントの開催	（全世代）

２　計画目標の設定

基本方針１～５の施策を展開することで不読率の上昇に歯止めをかけ低減を図るため、令和５（2023）年度実績を基準として、目標の達成を目指します。

目標　１か月に本をほとんど読まない児童・生徒の割合（不読率）

学　　年	国（Ｒ４実績）	栃木県（Ｒ５実績）	全国学校調査（Ｒ５実績）	市基準（Ｒ５実績）	計画目標
小学２年生	―	―	―	6.8%	7.0%
小学５年生	6.4%	6.3%	7.0%	7.5%	
中学２年生	18.6%	14.8%	13.1%	25.5%	20.0%
高校２年生	51.1%	49.5%	43.5%	56.9%	50.0%
５歳児保護者	―	―	―	22.1%	15.0%

※　国の第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の数値は、「第 67 回学校読書調査（2022 年全国学校図書館協議会」の実績値です。
※　県の数値は、令和５(2023)年度子どもの読書活動に関する実態調査結果の実績値です。
※　全国学校調査の数値は、「第 68 回学校読書調査（2023 年全国学校図書館協議会」の実績値です。
※　市の基準値は、計画策定のために実施した令和５年度アンケート結果の実績値です。

第４章　読書活動推進の施策の展開

１　各施策の具体的展開

５つの基本方針の実現に向け、今後５年間で取組む施策・事業と目標値を設定します。また、この章で掲げた具体的に展開する施策については、基本方針の目的及び計画目標の達成に向けて、対象を明確にし、特に実行することが求められるものです。

（１）計画の体系

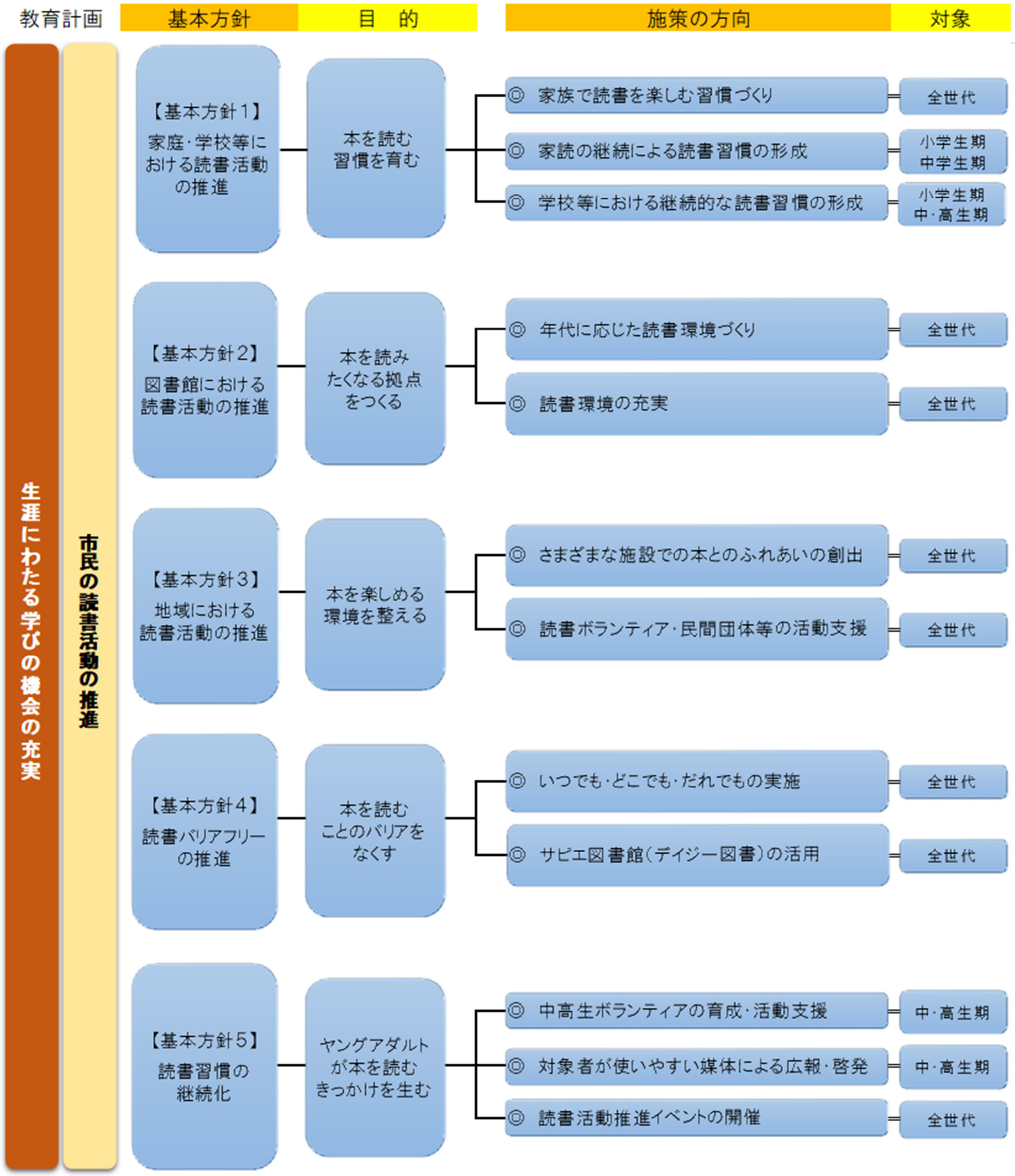

（２）【基本方針１】　家庭・学校等における読書活動の推進

①家族で読書を楽しむ習慣づくり　（全世代）

ア　読書啓発資料の配布及び、ブックスタート等活動による家庭の理解の推進

乳幼児健診等において、家庭での読み聞かせや読書習慣が身に付くように「だっこだっこ絵本事業」を始め、図書館や本に関するパンフレットやチラシ等の配布・説明を行い、読書の習慣が得られるよう啓発に努めます。また、健診会場に読み聞かせができるスペースを確保、指導するボランティアの協力で、読み聞かせの手法や本の選び方等を具体的に説明します。また、配布された本をすぐに楽しめる環境を整え、保護者の読書が楽しくなる意識の高揚に努めます。

イ　学習機会の提供による家庭の理解の促進

乳幼児期から中学生期の子どもの発達の段階に応じた家庭教育支援に関する講座や、図書館、公民館、児童館等における親子を対象としたおはなし会等の催しを開催し、家庭における読み聞かせの意義や読書の重要性の理解促進を行います。

②家読（うちどく）の継続による読書習慣の形成　（小学生期、中学生期）

ア　家読（うちどく）による子どもと家族の読書活動の促進

栃木県が推進している「家庭ふれあい読書」のより一層の周知と定着を図り、読書という方法で和やかな家庭環境を作りだし、継続した読書習慣の形成に繋がるよう啓発に努めます。

イ　家庭での読書方法の提案

家庭で過ごす時間の中で、読書時間をどのように作っていくのか、様々なシチュエーションを提案していきます。

③学校等における継続的な読書習慣の形成　（小学生期、中学・高校生期）

ア　小学校・中学校における読書活動の推進

第２期子どもの読書活動計画に引き続き、学校では全校で行う「読書の時間」を設けたり、読み聞かせを行ったりするなどの取組時間の確保をします。

また、学校図書館は、子どもが常日頃、読書を楽しむ身近な場所であり、各学校と公立図書館が連携を図り、図書資料の拡充などを図ります。

子どもたちが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するため、学校図書館の機能を充実させ、子どもたちが主体的・意欲的に読書活動や学習活動に取り組める環境づくりに努めます。

イ　高等学校における読書活動の推進

高校生は、部活動、受験勉強等により、読書時間が減少する傾向があります。

高校の学校図書館は、公立図書館と連携を進め、団体貸出しなどの公立図書館のサービスを活用し、本のジャンル拡大に努め、本の興味を促します。

また、電子書籍やアプリでの読書について活用を検討します。

市内にある特別支援学校においては児童・生徒のニーズを確認したうえで、ＬＬブック*[14]や視聴覚資料等の団体貸出しから図書館の利用を促進します。

◆評価指標

指　標　名		基準(R05)	R11 目標値
だっこだっこ絵本事業(ブックスタート)	受診率	99.5%	100.0%
指　標　名		基準(R05)	R11 目標値
「読書の時間」朝読（あさどく）等の実施 ※月１時間以上実施学校数	小学校	26 校	29 校
	中学校	10 校	13 校

※　市立小学校：２９校、市立中学校１３校（令和５年度現在）

*[14] ＬＬブック：知的障害や自閉症、読み書き障害などの障害や高齢者、移住などにより居住する国と母語が違うなどの理由で、一般の書籍を読むことが難しい人たちに、読書の楽しみや必要な情報を与えるために、生活年齢の興味や関心に合う内容が、わかりやすく読みやすく書かれた本です。

（３）【基本方針２】　図書館における読書活動の推進

①年代に応じた読書環境づくり　（全世代）

ア　あかちゃんタイムの利用時間の拡大

図書館は、「乳幼児が泣いたり、声を出しても、温かく見守ろう！」という時間帯（あかちゃんタイム）を設けており、利用できる機会の拡大を図ります。

イ　ヤングアダルト（ＹＡ）に読書の興味を引く

小学校高学年から高校生を対象としたヤングアダルト（ＹＡ）向けの児童書と一般書の端境期にあたる資料の収集に努め、ポップ表示や面出し（面陳）展示をすることで、ヤングアダルト（ＹＡ）世代が本を手に取りやすい工夫に努めます。

ウ　大人が読みたい本、調べる本の収集

市民の趣味や興味は多様化しており、様々な情報や資料の提供を求められており、これらの要望に応えるため、幅広い分野の資料の収集、提供に努めます。

②読書環境の充実　（全世代）

ア　レファレンスサービス*[15]の充実

レファレンスサービスを更に充実させ、読書を通じた生涯にわたる学びを推進します。

イ　多種多様な資料の充実

郷土の歴史の知識習得や研究に資するため、栃木市や栃木県の地域資料（郷土資料）を収集・提供に努めます。また、図書館では資料のデータベースにて、新聞記事や書誌データなどインターネットを介した資料の検索、調査の支援を行います。

◆評価指標

指　標　名		基準(R05)	R11 目標値
図書館における講座・イベントの開催（おはなし会や展示など　６館／年間）	開催数	608 回	780 回
	参加人数	2, 613 人	3, 200 人
指　標　名		**基準(R05)**	**R11 目標値**
レファレンスサービスの件数と貸出点数（６館／年間）	件数	26, 183 回	29, 300 回
	貸出点数	842, 161 人	900, 000 人

*[15] レファレンスサービス：利用者の調べたいことがらや質問に対し職員が、図書館の資料や機能を活用して、資料提供・回答をしていくサービス

（４）【基本方針３】　地域における読書活動の推進

①さまざまな施設での本とのふれあいの創出　（全世代）

ア　図書館や公民館等の連携・協力の推進

常に、身近に本がある環境を充実させるため、図書館と公民館・児童館、学校等が連携し、様々な施設において、子どもたちが本に親しめる機会の拡大に努めます。市内６館の図書館が、定期的及び不定期にイベントを開催したり展示を実施したりするなど、連携・協力体制を充実させ事業を推進します。

イ　本のある場所の創出

市内に本と触れ合える場所を創ります。

ウ　書店等との連携による読書活動の推進

本の入手方法として、中学生以上の年齢では書店等で購入も多いことから、書店等との連携による読書活動の推進を図ります。

②読書ボランティア・民間団体等の活動支援　（全世代）

ア　読書ボランティア等民間団体等の連携・協力の促進

地域に根ざした読書活動のための地域ボランティアと連携し、子どもたちが本に親しむ機会を充実させ、各種集会活動において読み聞かせ会やおはなし会の開催に努めます。

イ　読書ボランティアの養成

読書を推進するためのボランティアを養成します。

◆評価指標

指　標　名		基準(R05)	R11 目標値
公民館における読み聞かせ活動の実施状況（11 公民館／年間）	開催数	5 回	6 回
	参加人数	227 人	230 人
指　標　名		基準(R05)	R11 目標値
児童館における読み聞かせ活動の実施状況（6 児童館／年間）	開催数	207 回	210 回
	参加人数	2,847 人	2,900 人
指　標　名		基準(R05)	R11 目標値
地域子育て支援センターにおける読み聞かせ活動の実施状況　（14 支援センター／年間）	開催数	1,146 回	1,150 回
	参加人数	13,914 人	14,000 人

※主催者は問わない　（市主催、共催、ボランティア主催など）

（５）【基本方針４】　読書バリアフリーの推進

①いつでも・どこでも・だれでもの実施　（全世代）

ア　アウトリーチサービス*[16]や配本サービスの推進

読書機会の創出と充実のため、図書館以外に飛び出し、移動図書館、学校図書館の資料補完、宅配サービス、イベント参加などを積極的に行います。

イ　バリアフリー資料の充実

大活字本、点字本等の受け入れや音声資料の作成等について、積極的に取組を図ります。また、デイジー図書の充実や提供に努めます。

ウ　外国籍の市民への読書サービスの充実

外国語資料の収集に努め、多言語電子絵本など様々な資料の収集することで、外国籍の市民への読書環境の充実に努めます。

エ　電子図書館の運用・充実

電子図書館は、仕事で図書館の開館時間に利用が出来ない、図書館から遠い、移動手段が無いなど図書館を利用できない市民や障がいにより本を読むことが難しい市民に利便性が高いことから、幅広い分野での活用に努めます。

②サピエ図書館（デイジー図書）の活用　（全世代）

ア　マルチメディアデイジーの利用と作成

大平図書館は、マルチメディアディジー資料（わいわい文庫）を所蔵し、活字による読書が困難な市民に対して、文字や音声、画像を同時に再生できるデジタル録音図書を活用して、読書の支援に努めます。

イ　サピエ図書館の周知

サピエ図書館の認知度を高めるため、周知に努めます。

◆評価指標

指　標　名		基準(R05)	R11 目標値
電子図書館の貸出点数	電子書籍	― 冊	600 冊
指　標　名		基準(R05)	R11 目標値
外国語資料の蔵書数	冊	2,836 冊	3,500 冊

※栃木市図書館における電子書籍、外国語資料とする。

*16 アウトリーチサービス：図書館が移動図書館車等を使って、図書館から離れている場所で貸出サービスなどを実施することを アウトリーチサービスといいます。

（６）【基本方針５】　読書習慣の継続化

①中高生ボランティアの養成・活動支援　（中学・高校生期）

ア　図書館に親しむ機会の創出

中学生・高校生を対象に、図書館の開館時間内で館内のＰＯＰやおすすめ本の紹介、書架の整理等を行うボランティア活動を通して、図書館に足を運び、本に親しみ、小学校時代と変わりのない読書活動が継続される機会を創ります。

イ　中高生ボランティアの養成

学校や図書館、地域において読書活動を活性化させるための中学生・高校生によるボランティアを養成します。

②対象者が使いやすい媒体による広報・啓発　（中学・高校生期）

ア　各種情報の収集・提供

図書館をはじめ、児童館・地域子育て支援センター等において実施される、読み聞かせやおはなし会等の活動情報を幅広く収集し、市のホームページや広報等、多様な媒体を活用した周知を図り、保護者などの大人に向けて「子どもの読書の大切さ」の啓発に努めます。

イ　各種広報紙の活用

公立図書館と学校図書館との連携を推進し、図書館だよりや学校図書館だより等により、おすすめの本や新しい本の紹介をします。

③読書活動推進イベントの開催　（全世代）

ア　総合的な啓発活動の推進

県で推奨する「家族の絆」を深める家読（うちどく）、「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動などと連携し、他の関係機関とも連携を図り、読書活動を総合的に啓発していきます。

イ　本や読書に関するイベントの開催

本や読書の目的と対象を明確にしたイベントを開催します。

◆評価指標

指　標　名		基準(R05)	R11 目標値
ヤングアダルト向け情報発信回数 （図書館６館／年間）	紙媒体	3 回	6 回
	電子媒体	― 回	12 回
指　標　名		基準(R05)	R11 目標値
「こども読書の日」や「読書週間」に係るイベント開催数と貸出点数	開催数	12 回	12 回
	貸出点数	― 冊	360 冊

第５章　計画の推進体制等

１　推進体制

計画を着実に推進し読書活動の促進・充実を図るため、市は関係機関をはじめ、市民・団体と連携・協力し合うとともに、「栃木市図書館協議会」（以下「図書館協議会＊[16]」という。）において進捗を管理します。

２　評価と進捗管理

（１）方策の評価

計画で定められた具体的な方策が、効果的かつ確実に実施するため、定期的に実績評価を行い、その結果をフィードバックし、より効果的に方策が実施できるように工夫する必要があります。また、十分な成果を上げることができない方策については、見直しを行う必要があります。

そこで、計画に基づいて行われる具体的な方策の達成の程度を把握するために、主要施策ごとに指標を設定し、評価の基準とします。

（２）方策の進捗管理

方策の達成状況は、生涯学習課が毎年指標に対する実績値を把握し、目標値の達成への取組状況等について、図書館協議会に報告し、未達成の恐れがある場合は、その要因を明確にし、効果的な改善策を講じ改善を図ります。

また、庁内の関係課に関わる内容については、生涯学習課が図書館協議会にその要因と改善策について報告し、改善を図ります。

なお、評価結果については、市のホームページ等により公表します。

＊[16] 図書館協議会：図書館法第１４条の規定に基づき設置する機関で、公立図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関。

▪ 資料編

１　栃木市子どもの読書活動推進計画【第２期】の結果（全体）

第２期計画は、令和元（2019）年度から令和６（2024）年度の６か年計画で、子どもがより多くの本に親しみ、読書習慣を身に付けられるよう保育園、認定こども園、小規模保育施設、学校、家庭、地域、図書館等が連携して読書活動を推進することを目的として取組みました。ここでは３つの基本方針に基づいた取り組みを検証し、現状と課題をまとめました。

【基本方針Ⅰ】　家庭、地域、図書館、学校等における読書活動の促進

【目標】

子どもたちの発達段階に応じた読書環境の充実のために、家庭、地域、図書館、学校等が、それぞれの役割に応じて子どもの読書活動推進に取り組むとともに、大人にも本の素晴らしさや読書の必要性を伝え、これまでに培った連携・協力体制を発展させ、読書活動を一層推進することを目指します。

（１）家庭における子どもの読書活動の推進

具体的方策
①啓発資料の配布及びブックスタート＊[*]等活動による家庭の理解の推進 ②学習機会の提供による家庭の理解の促進 ③家読＊[†]（うちどく）による子どもと家族による読書活動の促進

			基準 H29	実績 R4	目標	実績 R5
指標	読書活動推進の啓発	啓発回数	82 回	50 回	90 回	**36 回**
		啓発人数	2,190 人	1,790 人	2,300 人	**1,394 人**
	だっこだっこ絵本事業＊[‡]の実施状況		基準 H29	実績 R4	目標	**実績 R5**
		健診受診率	98.8%	99.0%	100.0%	99.5%
		実施回数	46 回	30 回	34 回	**26 回**
		参加者数	1,068 人	795 人	1,000 人	**730 人**

※読書活動推進の啓発は、１歳６か月児健診時における読書に関する資料の配布や小学生を対象とした読書ノート配布により、本とのふれあいを創出するものであり、継続が必要です。

※だっこだっこ絵本事業は、９か月児健診時のブックスタートであり、対象の乳幼児が概ね参加して、保護者と子どもが絵本と共に過ごす時間をスタートしていることから、これからも継続が必要です。

＊[*] ブックスタート：乳幼児健診の際などに、絵本をひらく楽しい「体験」読み聞かせと、「絵本」をセットでプレゼントする活動。絵本を通して赤ちゃんと保護者がかけがえのないひとときを持つことを応援する。

＊[†] 家読：家族や身近な人と本を読んで感想を話し合ったり、好きな本をすすめあったり、読書習慣を共有することでコミュニケーションを図り、家族の絆を強める取組。

＊[‡] だっこだっこ絵本事業：栃木市におけるブックスタートとして、９か月健診時に絵本の読み聞かせと絵本のプレゼントを行う。

（２）地域における子どもの読書活動の推進

具体的方策
①公民館、児童館等における読書活動の推進　②読書ボランティア・民間団体等の活動支援

指標		公民館	基準 H29	実績 R4	目標	実績 R5
指標	読み聞かせ会の実施状況（公民館 11 館 児童館 6 館 子育て支援センター12 館）	開催数	3 回	2 回	4 回	**5 回**
		参加者数	176 人	69 人	200 人	**227 人**
		児童館	基準 H29	実績 R4	目標	**実績 R5**
		開催数	86 回	191 回	100 回	**207 回**
		参加者数	2,254 人	3,386 人	2,600 人	**2,847 人**
		地域子育て支援センター	基準 H29	実績 R4	目標	**実績 R5**
		開催数	1,369 回	1,117 回	1,400 回	**1,146 回**
		参加者数	31,956 人	14,507 人	33,000 人	**13,914 人**

※地域における読み聞かせ会が概ね計画どおりに行われました。地域子育て支援センターの参加者数が目標の約４割強となっており、各館の参加者数が特に少ない状況となっています。

※読書活動推進の核となる施設の一つである公民館における読み聞かせ等の読書に関する事業は、令和５年度実績３館、延べ５回の結果で目標は達していますが、読書活動推進の拠点として、今後も取組みの強化が必要です。

（３）図書館における子どもの読書活動の推進

具体的方策
①読書活動に関する情報提供　②あかちゃんタイム＊*の実施　③学校図書室との連携協力 ④ボランティア活動の促進　⑤図書館資料の整備・充実　⑥バリアフリー資料の充実 ⑦司書の配置・研修

指標			基準 H29	実績 R4	目標	**実績 R5**
指標	図書館における集会活動の開催	開催数	33 回	46 回	40 回	**54 回**
		参加者数	883 人	890 人	1,000 人	**853 人**
	読み聞かせボランティア養成講座の開催	講座回数	1 回	0 回	2 回	**0 回**
		講座参加人数	12 人	0 人	20 人	**0 人**
	図書館における司書配置率（司書数/職員数）	有資格率	68.6%	58.5%	75.0%	**59.6%**
		有資格者数	35 人	31 人	39 人	**31 人**

※図書館の集会活動は、映画会や講座を行いましたが、参加者数は伸び悩みました。

※あかちゃんタイムの回数を増やし図書館に足を運び、本に親しむ習慣の形成に取組みました。

※安定した読み聞かせの提供に必要なボランティア確保のための養成講座は、コロナ禍以降、開催に至らず、読み聞かせボランティアの高齢化もあり、その養成が必要です。

※司書配置率は、目標未達成ながら約６割と評価でき、引続き司書を配置する努力が必要です。

＊* あかちゃんタイム：栃木市図書館全館で実施している、『赤ちゃんが泣いたり、幼児が声を出してしまっても、温かく見守りましょう！』と呼びかけることで、乳幼児と保護者に図書館を気兼ねなく利用してもらう時間。

（４）学校等における子どもの読書活動の推進

具体的方策						
①保育園・認定こども園・小規模保育施設における読書活動の推進 ②小学校・中学校における読書活動の推進 ③高等学校における読書活動の推進						
指標	「読書の時間」＊* 月１回以上実施学校数		基準 H29	実績 R4	目標	**実績 R5**
		小学校	29 校/29 校	29 校/29 校	29 校	**29 校/29 校**
		中学校	14 校/14 校	11 校/13 校	14 校	**12 校/13 校**
	図書専門職連絡会の開催		基準 H29	実績 R4	目標	**実績 R5**
		連絡会開催数	5 回	4 回	6 回	**4 回**
	学校司書配置率＊†		基準 H30	実績 R4	目標	**実績 R5**
		小学校	100.0%	100.0%	100.0%	**100.0%**
		中学校	100.0%	100.0%	100.0%	**100.0%**

※「読書の時間」については、小学校では全校で読書習慣の醸成が図られましたが、中学校では実施されていない学校もあり、市内全校での取組みが必要です。

※図書専門職連絡会は全体研修会１回、ブロック研修会３回と目標には達していないものの、現在の回数で充分な役割を果たしています。

※小中学校では、学校司書の全校配置が整っており、学校司書が図書室に常駐することで、いつでも子どもたちが楽しみを抱き、足を運べる環境が作られており、この環境を継続することが必要です。

＊* 「読書の時間」：学校で毎朝、ホームルームや授業の始まる前の時間、自分の読みたい本を読む「朝の読書」活動として実施している学校が多い。「朝の読書」実施率全国平均：小学校 82%、中学校 81%（出典：2024 年朝の読書推進協議会調べ）

＊† 学校司書配置率全国平均：公立小学校 69.1%、公立中学校 65.9%（出典：R2「学校図書室の現状に関する調査」文部科学省）

【基本方針２】　学校等、地域と連携した読書機会の充実

【目標】
保育園、認定こども園、小規模保育施設、学校、家庭、地域及び図書館等がそれぞれの役割を担うことに加え、相互に連携・協力を図ることで周囲の大人による適切な援助を行いながら社会全体が一つになって子どもの読書機会の一層の充実を図る体制づくりを進めます。

（５）学校等、地域と連携した読書機会の充実

具体的方策						
①図書館間等の連携・協力の推進 ②読書ボランティア等民間団体等の連携・協力の促進						
指標	図書館連携事業の開催		基準 H29	実績 R4	目標	**実績 R5**
		開催数	5 回	2 回	8 回	**3 回**
		参加者数	2,501 人	279 人	2,700 人	**253 人**
	地域団体等との連携事業 （図書館 6 館 公民館 11 館 児童館 6 館 子育て支援センター12 館）	図書館	基準 H29	実績 R4	目標	**実績 R5**
		開催数	162 回	129 回	165 回	**116 回**
		参加者数	2,269 人	1,345 人	2,600 人	**1,194 人**
		公民館	基準 H29	実績 R4	目標	**実績 R5**
		開催数	3 回	2 回	4 回	**5 回**
		参加者数	176 人	69 人	200 人	**227 人**
		児童館	基準 H29	実績 R4	目標	**実績 R5**
		開催数	22 回	20 回	29 回	**16 回**
		参加者数	197 人	125 人	300 人	**122 人**
		地域子育て支援センター	基準 H29	実績 R4	目標	**実績 R5**
		開催数	35 回	49 回	40 回	**54 回**
		参加者数	1,184 人	607 人	1,200 人	**516 人**
	とちぎ未来アシストネット＊[*]による読書に関する活動		基準 H29	実績 R4	目標	**実績 R5**
		実施校数	37 校	31 校	37 校	**34 校**
		開催数	744 回	337 回	750 回	**427 回**

※図書館連携事業では、ビブリオバトルや読書感想画展等の取組が開催され、他団体との連携を進めていますが、参加者が一部にとどまったことから、子どもから大人までが本を読む楽しさ、面白さに触れる施策の展開が必要です。

※とちぎ未来アシストネット事業による学校への支援として、小学校を中心に読み聞かせが行われており、本に親しむ機会が創出されています。

＊[*] とちぎ未来アシストネット：学校におけるボランティア活動。学校・地域コーディネーターをつなぎ役として、学校・家庭・地域の連携・協力を組織的に発展させ、より効果的に「学校支援（教育の充実）」や「地域の絆づくり」等を図る本市独自の教育システム

【基本方針３】　読書習慣醸成のための啓発

【目標】
子どもが、自主的に読書活動を推進する気運の醸成を図るため、子どもの読書活動の意義や重要性について、子どもと直接係わる大人はもとより、広く市民の間に理解と関心を深めるよう努めます。また、読書への関心を高めるため、子どもたちが同世代の人から受ける影響を鑑みた取組を行います。

（６）読書習慣醸成のための啓発

具体的方策
①各種情報の収集・提供 ②優れた取組の奨励・優良な図書の紹介 ③総合的な啓発活動の推進

指標	５歳児保護者の認知度	基準 H30	目標	**実績 R5**
指標	「子ども読書の日」について	2.8%	15.0%	**3.0%**
指標	「家読（うちどく）」について	13.5%	30.0%	**21.5%**

※市内保育園・認定こども園に通う５歳児保護者にアンケートによると、「子ども読書の日」の認知度は、微増したものの、目標達成に至りませんでした。

※同じく「家読（うちどく）」の認知度も増加したものの、目標達成に至りませんでした。子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、制定された「子どもの読書の日」や、家族ふれあい読書の略である「家読」の推進は、引き続き、啓発活動が必要です。

２　令和５年度　読書に関する市民アンケート結果（全体）

本市の読書活動を活発にするため、「栃木市子どもの読書活動推進計画【第２期】」に基づき、事業を行ってまいりました。このたび、同計画を継承しつつ、全市民を対象とする「栃木市読書活動推進計画」の策定に当たり、小中高校の児童生徒及び５歳児クラスの保護者を対象に「読書に関するアンケート」調査を実施した内容を検証し、現状と結果をまとめました。

○実施時期　　令和６年１月中旬～令和６年２月２日
○調査対象　　５，８２５（回収率８５．９％）

◆　児童生徒（市内小学校：29 校、中学校：14 校、高等学校：8 校、特別支援学校：1 校）

区　分	配付数（A)	回収数（B)	回収率（B/A)
小学２年生 小学５年生	2,266	2,186	96.5%
中学２年生	1,095	1,082	98.8%
高校２年生	1,463	1,387	94.8%
合　　計	4,824	4,655	96.5%

◆　5 歳児クラスの保護者（市内保育園：14 園、認定こども園：18 園）

区　分	配付数（A)	回収数（B)	回収率（B/A)
保育園	257	185	72.0%
認定こども園	744	569	76.5%
合　　計	1,001	754	75.3%

◎　読書に関する市民アンケート【質問用紙】

読書に関するアンケート（小学２・５年生用）

次の質問を読んで、あてはまる番号を回答用紙にお書きください。 また、その他を選んだ方は具体的にお書きください。

【問１】だれかに本を読んでもらったことや、物語を聞かせてもらったことがありますか？（１つ）

❶よくあった　❷ときどきあった　❸あまりなかった
❹なかった　❺覚えていない

【問２】【問１】で、よくあった ときどきあったと答えた方にお聞きします。
だれに本を読んだり、聞かせたりしてもらいましたか？（いくつでも）

❶お父さん・お母さん　❷家族（おじいさん・おばあさん・お兄さん・お姉さん）
❸保育園・幼稚園・こども園の先生　❹読み聞かせボランティアの方
❺その他（　　　　　　）

【問３】あなたのお家の人は、本をよく読みますか？（１つ）

❶よく読んでいる　❷ときどき読んでいる　❸あまり読んでいない
❹読んでいない　❺わからない

【問４】あなたは、お家の人と本のお話をしますか？（１つ）

❶よくする　❷ときどきする　❸あまりしない　❹しない

【問５】１か月に何冊くらい、本を読みますか？学習まんがも入ります。
同じ本でも２回読めば２冊と数えます。（１つ）

❶１～２冊　❷３～４冊　❸５～７冊
❹８～１０冊　❺１１冊以上　❻ほとんど読まない

【問６】あなたは、１日にどのくらいの時間、本を読みますか？（１つ）

❶３０分以内　❷１時間 以内　❸１時間３０分以内
❹２時間以内　❺２時間を超える　❻ほとんど読まない

【問７】あなたは、どんな本を読んでいますか。（３つまで）

❶物語やおはなしの本・童話・昔話　❷絵本　❸図鑑
❹学習まんが（本の題名に学習まんがと書いてあるもの）
❺伝記（えらい人の話）　❻社会の本（日本の今のくらし・仕事など）
❼歴史の本（日本や世界のできごと・昔の人々など）
❽自然科学の本（算数・理科・天気・宇宙・生き物など）
❾芸術の本（絵画・音楽・演劇など）　❿ゲームの本
⓫スポーツの本　⓬芸能人などが書いた本
⓭趣味の本（料理・手芸・乗り物・釣りなど）

裏に続きます。

【問８】あなたは、本をどうやって用意していますか？　（いくつでも）

❶学校の図書室（学級文庫）で借りる　❷栃木市の図書館で借りる
❸友だちから借りる　❹自分（おこづかい）で買う
❺家族（お父さん・お母さん等）に買ってもらう　❻家にある本を読む

【問９】あなたは、小学校の図書室でひと月に何冊くらい借りますか？（１つ）

❶３冊以上　❷１～２冊　❸１冊くらい　❹借りない

【問10】あなたが、小学校の図書室に望むものは何ですか？（いくつでも）

❶面白い本を紹介して欲しい　❷自分の読みたい本が欲しい
❸調べものや勉強に役立つ本が欲しい　❹楽しいイベントを開いて欲しい
❺学校が休みでも開いて欲しい　❻机やいすの数を増やして欲しい
❼いつでも本のことを教えてくれる人がいて欲しい

【問11】あなたは、本を読むことが好きですか？（１つ）

❶好き　❷どちらかといえば好き　❸どちらかといえば嫌い　❹嫌い

【問12】【問11】で、好き　どちらかといえば好きと答えた方にお聞きします。
読書が好きな理由や本を読む理由は何ですか？（２つまで）

❶おもしろい。感動するから　❷家族や先生にすすめられたから
❸友だちにすすめられたから　❹知らないことがわかる。勉強になるから
❺小さいころから読んでいる。習慣だから　❻その他（　　　　　　）

【問13】【問11】で、どちらかといえば嫌い　嫌いと答えた方にお聞きします。
読書が好きになれない理由は何ですか？（２つまで）

❶読みたい本がわからない。見つからない　❷読むのが面倒。眠くなる
❸ゲームやユーチューブのほうが面白い　❹まんがや雑誌のほうが面白い
❺うまく文字が読めない。話がわからない　❻その他（　　　　　　）

【問14】あなたにとって、読書をすることは大切だと思いますか？（１つ）

❶大切だと思う　❷どちらかといえば大切だと思う
❸どちらかといえば大切だと思わない　❹大切だと思わない

【問15】あなたは、本と電子書籍のどちらで読みたいですか？（１つ）
電子書籍とは、パソコンやタブレット端末、スマートフォン等の画面で読むことができる本の内容をデジタルデータにしたもの。

❶本　❷電子書籍　❸本の種類による　❹わからない

【問16】あなたが考える、もっと本を読んで楽しんだり、学校の図書室や市の図書館に行きたくなるようなアイディアをたくさん教えてください。

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

アンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。

読書に関するアンケート（中学２年・高校２年生用）

次の質問を読んで、あてはまる番号を回答用紙にお書きください。
また、その他を選んだ方は具体的にお書きください。

【問１】あなたは、１か月に何冊くらい、本を読みますか？　学習まんがを含みます。
同じ本でも２回読めば２冊と数えます。（１つ）

❶１～２冊　❷３～４冊　❸５～７冊　❹８～１０冊
❺１１冊以上　❻ほとんど読まない

【問２】あなたは、一日にどのくらいの時間、本を読みますか？（１つ）

❶３０分以内　❷１時間以内　❸１時間３０分以内　❹２時間以内
❺２時間を超える　❻ほとんど読まない

【問３】誰かに、本を読んでもらったことや物語を聞かせてもらったことがありますか？（１つ）

❶よくあった　❷ときどきあった　❸あまりなかった　❹なかった
❺覚えていない

【問４】【問３】で、よくあった ときどきあったと答えた方にお聞きします。
誰に、本を読んだり、物語を聞かせたりしてもらいましたか？（複数回答可）

❶父母　❷家族（祖父母・兄や姉など）　❸保育園・幼稚園・こども園の先生
❹読み聞かせボランティアの方　❺その他（　　　　　　　　　　　　）

【問５】あなたは、家の人と本の内容について話をすることがありますか？（１つ）

❶よくある　❷ときどきある　❸あまりない　❹ない

【問６】家の人は、よく本を読んでいますか？（１つ）

❶よく読んでいる　❷ときどき読んでいる　❸あまり読んでいない　❹読んでいない
❺わからない

【問７】あなたがよく読む本、好きな本のジャンルを教えてください。（３つまで）

❶小説・物語　❷絵本　❸図鑑
❹学習まんが（本の題名に学習まんがと書いてあるもの）　❺伝記
❻社会科学の本（政治・法律・職業・教育など）　❼歴史の本
❽自然科学の本（数学・理科・自然・天文・生物など）
❾芸術の本（絵画・音楽・演劇など）　❿ゲームの本
⓫スポーツの本　⓬芸能人などが書いた本
⓭趣味の本　⓮その他（　　　　　　　　　　　　）

【問８】あなたが今までに読んでみたいと思った本はどんなきっかけで知りましたか？（複数回答可）

❶学校の図書室（学級文庫）で見て　❷公共図書館で見て
❸本屋・書店で見て　❹友だち・先輩・後輩にすすめられて
❺家族・先生にすすめられて　❻映画・ドラマ・アニメの原作など
❼新聞・雑誌からの情報　❽テレビ・ラジオからの情報
❾インターネット・ＳＮＳからの情報
❿その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

【問９】あなたは、読む本をどんな方法で用意していますか？（複数回答可）

❶高校の図書室で借りる　❷栃木市の図書館で借りる
❸友だち・先輩・後輩から借りる　❹自分のお小遣い等で買う
❺親・家族・親せきに買ってもらう　❻家にある本（親・兄弟の）を読む
❼その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

裏面に続きます。

【問10】あなたは、学校の図書室で本を借りますか？（１つ）

❶３冊以上　❷１～２冊　❸１冊くらい　❹借りない

【問11】あなたが、学校の図書室に望むものは何ですか？（複数回答可）

❶面白い本を紹介してほしい　❷自分の読みたい本がほしい
❸調べものや勉強に役立つ本がほしい　❹楽しいイベントを開いてほしい
❺学校が休みでも開いてほしい　❻机やいすの数を増やしてほしい
❼いつでも本のことを教えてくれる人がいてほしい
❽その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）

【問12】あなたは、栃木市の図書館で本を借りますか？（１つ）

❶３冊以上　❷１～２冊　❸１冊くらい　❹借りない

【問13】あなたが、栃木市の図書館に望むものは何ですか？　（複数回答可）

❶面白い本を紹介してもらいたい　❷自分の読みたい本がほしい
❸調べものや勉強に役立つ本がほしい　❹中高生が参加できるイベントを行ってほしい
❺机やいすの数を増やしてほしい
❻その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）

【問14】あなたは、電子書籍を読んだことがありますか？読みたいジャンルは？（１つ）

電子書籍とは、パソコンやタブレット端末、スマートフォン等の画面を見て、読むことができる本の内容をデジタルデータにしたもの。

❶よく読む　❷ときどき読む　❸読んだこと無い　❹（無料なら）読みた
読みたいジャンル〔 まんが ・ 雑誌 ・ 小説 ・ その他（　　　　　　　　）〕

【問15】あなたは、読書好きですか？（１つ）

❶好き　❷どちらかといえば好き　❸どちらかといえば嫌い　❹嫌い

【問16】【問15】で、好き　どちらかといえば好きと答えた方にお聞きします。
本が好きな理由や本を読む理由は何ですか？（２つまで）

❶面白い。感動するから　❷家族や先生に薦められたから
❸友だち・先輩・後輩に薦められたから　❹知らないことが解る。勉強になるから
❺小さい頃から読んでいる。習慣だから
❻その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）

【問17】【問15】で、どちらかといえば嫌い　嫌いと答えた方にお聞きします。
本が好きではない理由は何ですか？（２つまで）

❶読みたい本がわからない。見つからない　❷読むのが面倒。眠くなる
❸ゲームやテレビのほうが面白い　❹まんがや雑誌のほうが面白い
❺ＰＣやスマートフォンなどに時間を使う　❻勉強や部活で時間がない
❼文字を読むこと自体が困難　❽その他（　　　　　　　　）

【問18】あなたにとって、読書をすることは大切だと思いますか？（１つ）

❶大切だと思う　❷どちらかといえば大切だと思う
❸どちらかといえば大切だと思わない　❹大切だと思わない

【問19】あなたが考える、みんながもっと読書を楽しんだり、図書室や図書館を利用したりするようになるアイディアを教えてください。お願いします。

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

アンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。

読書に関するアンケート（5歳児クラス保護者の皆様）

栃木市では、子どもの読書活動に関する施策を計画的に推進し、子どもの健やかな成長に資することを目的とする「栃木市読書活動推進計画」の策定に当たり、子どもの読書活動の現状を把握する基礎資料として、アンケートを実施いたします。

つきましては趣旨をご理解いただきまして、アンケートへのご協力をお願い申し上げます。

なお、この用紙は**令和6年　1月31日（水）までに**ご回答いただき、**お子さんが通園されている保育園・認定こども園等**にご提出いただきますようお願いいたします。

問合せ先　栃木市教育委員会事務局 生涯学習課（電話 0282-21-2492）

次の質問を読んで、あてはまる番号に○をつけてください。○をつける数は（　）の中の数です。
その他の欄は、自由に記入してください。　※調査対象に「まんが」や「雑誌」は含みません。

【問1】あなたは、栃木市の図書館を利用しますか？（1つ）

❶よく利用している　❷ときどき利用している　❸利用していない

【問2】【問1】で、よく利用している　ときどき利用しているを答えた方に、お伺いします。

どのような目的で、市の図書館を利用しますか？（複数選択可）

❶本を借りる
❷視聴覚資料（DVD・CD等）を借りる
❸館内で読書や調べものをする
❹館内でお子さんに読み聞かせ等をする
❺おはなし会等のイベントに参加する
❻その他（　　　　　　　　　　）

【問3】【問1】で利用していないと答えた方に、お伺いします。

市の図書館を利用されない理由は何ですか？（複数選択可）

❶自分で本を購入するから
❷図書館に読みたい本がない
❸本が好きではない
❹図書館が遠い。場所がわからない
❺忙しい。図書館に行く時間や本を読む時間がない
❻その他（　　　　　　　　　　）

【問4】あなたは、平均して1か月に何冊くらい本を読みますか？（1つ）

※お子さんへ読み聞かせる本等は含みません。

❶1冊　❷2冊　❸3冊　❹4冊　❺5冊　❻6冊以上　❼読まない

【問5】あなたは、読書をすることは大切だと思いますか？（1つ）

❶大切だと思う
❷どちらかといえば大切だと思う
❸どちらかといえば大切だと思わない
❹大切だと思わない

【問6】あなたは、お子さんに「読み聞かせ」をしますか？（1つ）

❶よくする　❷ときどきする　❸あまりできない　❹できない

【問7】【問6】で、あまりできない　できないと答えた方に、お伺いします。

読み聞かせができない理由は何ですか？（1つ）

❶時間が無いから
❷読むのは苦手だから
❸子どもが興味を示さないから
❹やり方や本の選び方がわからないから
❺あまり必要だと思わないから
❻その他（　　　　　　　　　　）

裏面に続きます。

【問８】あなたは、お子さんへの読み聞かせは大切だと思いますか？（１つ）

❶大切だと思う　❷どちらかといえば大切だと思う
❸どちらかといえば大切だと思わない　❹大切だと思わない

【問９】子どもが読書から得られることは、どのようなことだと思いますか？（複数回答可）

❶ことばの習得　❷知識の習得　❸感動する、心を動かす体験
❹道徳観や倫理観　❺集中力や忍耐力　❻論理的に物事を考える力
❼表現したり創造したりする力　❽コミュニケーション（対話）能力
❾その他（　　　　　　　　　　）

【問 10】あなたが知っている「子どもの読書活動の推進」の項目を選んでください。（複数回答可）

❶子ども読書の日（４月 23 日）　❷子どもの読書週間（４月 27 日～５月 10 日）
❸子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年施行）
❹家読（うちどく）※１　❺だっこだっこ絵本事業（栃木市）※２
❻あかちゃんタイム（栃木市図書館）※３　❼どれも知らない

※１　家族で本を読んで感想を話し合ったり、好きな本をすすめ合ったり、読書習慣を共有することでコミュニケーションを図り、家族の絆を強める取組です。
※２　９か月児検診時の、絵本の読み聞かせと絵本のプレゼントを行う事業。
※３　栃木市図書館各館で週１回（10 時 30 分～12 時）、乳幼児と保護者の方が気兼ねなく利用できる時間を設けている事業。

【問 11】「子どもの読書活動を活発に推進する」ために、特に、必要なことはどのようなことだと思いますか？（複数回答可）

❶保育園・認定こども園で「良書の紹介・普及」をすること
❷保育園・認定こども園で「読書に関わる催しの開催」をすること
❸保育園・認定こども園等で活動する「読み聞かせボランティア団体」を養成すること
❹家庭での読書に関わる習慣や体験、環境づくりをすること
❺地域社会（図書館等）における読書に関わる体験をすること　※４
❻学校・地域社会（図書館等）の連携・協力すること
❼その他［　　　　　　　　　　］

※４　「地域社会」とは公共図書館・読み聞かせボランティア等をさします。

【問 12】あなたは、電子書籍を読んだことがありますか？（１つ）

電子書籍とは、パソコンやタブレット端末、スマートフォン等の画面を見て、読むことができる本の内容をデジタルデータにしたもの。

❶よく読む　❷ときどき読む　❸読んだこと無い　❹（無料なら）読みたい
読むジャンル［ まんが ・ 雑誌 ・ 小説 ・ その他（　　　　　　） ］

【問 13】子どもの読書活動の推進や栃木市の読書に関する事業について、ご意見などがあれば、お書きください。（自由記述）

［　　　　　　　　　　］

アンケートは以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

2　令和５年度　読書に関する市民アンケート結果（続き）

（１）家庭での読書状況について

【質問１：小・中・高】　あなたの家の人は、本をよく読んでいますか？（１つ）

	小学２年	小学５年	中学２年	高校２年
❶よく読んでいる	20.9%	17.7%	12.2%	15.3%
❷ときどき読んでいる	**31.7%**	**30.5%**	**24.1%**	24.4%
❸あまり読んでいない	14.8%	23.8%	17.0%	17.9%
❹読んでいない	17.4%	15.6%	23.9%	**28.4%**
❺わからない	15.2%	12.3%	22.9%	14.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※子どもから見る「家の人」の「あまり読んでいない」「読んでいない」の割合は学齢とともに上がっています。

【質問２：小・中・高】　あなたは、家の人と本の内容について話をしますか？（１つ）

	小学２年	小学５年	中学２年	高校２年
❶よくある	15.2%	10.4%	5.7%	5.4%
❷ときどきある	**33.3%**	31.6%	24.0%	20.1%
❸あまりない	27.4%	**35.2%**	29.7%	26.7%
❹ない	24.1%	22.8%	**40.5%**	**47.8%**
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※子どもが家の人と本の話をする割合は、学齢が上がると下がっています。

※低学齢時期は家庭で本の話をする傾向が見られ、学齢が上がると家庭で本の話をする割合が下がります。

（２）不読率について

【質問３：小・中・高】　１か月に何冊くらい本を読みますか？（学習まんがを含む）（１つ）

		11冊以上	8～10冊	5～7冊	3～4冊	1～2冊	ほとんど読まない	計	不読率目標値
小２	R5	**39.6%**	12.9%	10.9%	16.2%	13.6%	6.8%	100.0%	2%以下
	H30	**46.2%**	15.8%	15.2%	11.6%	9.3%	1.9%	100.0%	
小５	R5	22.0%	14.9%	21.7%	**22.3%**	11.6%	7.5%	100.0%	
	H30	**33.2%**	17.4%	23.7%	15.7%	7.0%	3.0%	100.0%	
中２	R5	7.1%	4.1%	9.5%	22.8%	**30.9%**	25.5%	100.0%	10%以下
	H30	9.1%	5.3%	13.9%	23.6%	**31.3%**	16.8%	100.0%	
高２	R5	3.2%	1.9%	4.1%	10.1%	23.8%	**56.9%**	100.0%	45%以下
	H30	1.6%	1.2%	6.1%	12.4%	26.4%	**52.3%**	100.0%	

※今回の調査結果では、不読率のポイントが全学年で上がりました。全ての学齢で目標値に届かず、小学生では10%未満ですが、中学生が４人に１人、高校生は２人に１人以上が１か月に１冊も読んでいないことから、中高生に対する積極的な取組が必要です。

【質問４：保】　あなた（保護者）は平均して１か月に何冊くらい本を読みますか？
お子さんへ読み聞かせる本等は含みません。（１つ）

	6 冊以上	5 冊	4 冊	3 冊	2 冊	1 冊	読まない	計
保護者	4.6%	1.3%	3.7%	16.0%	41.9%	10.4%	22.1%	100..0%

※５歳児保護者については、月に２冊読む人の割合が最も多く、不読率（＝読まない人の割合）は約２割強となっており、約８割は本を読んでいます。家読の推進から見ると、不読率の解消に努める必要があります。

（３）図書館（図書室）の利用について

【質問５：小・中・高】　あなたは学校の図書室でひと月に何冊くらい本を借りますか？(1つ)

	３冊以上	１～２冊	１冊くらい	借りない	計
小学２年生	76.0%	18.4%	4.7%	0.9%	100.0%
小学５年生	64.3%	26.4%	7.1%	2.2%	100.0%
中学２年生	16.4%	17.0%	14.0%	52.6%	100.0%
高校２年生	3.6%	4.8%	6.4%	85.2%	100.0%

※学校図書室は、小学生には利用されており、読書に繋がっていますが、学齢が上がると本を借りなくなっています。

【質問６：中・高】　あなたは公共図書館でひと月に何冊くらい本を借りますか？（１つ）

	良く借りる	ときどき借りる	あまり借りない	借りない	計
中学２年生	6.3%	4.4%	6.3%	83.1%	100.0%
高校２年生	2.6%	2.9%	2.5%	92.0%	100.0%

※中高生期は学校図書室だけでなく、公共図書館の利用も低迷しています。ここでもＹＡに対する積極的な取り組みが必要です。

（４）本の入手方法について

【質問７：小・中・高】　あなたは、読む本をどのような方法で用意していますか？（複数可）

	小学 2 年	小学 5 年	中学 2 年	高校 2 年
❶学校の図書室（学級文庫）で借りる	31.6%	30.5%	22.4%	16.6%
❷栃木市の図書館で借りる	19.5%	14.9%	8.0%	5.3%
❸友だち・先輩・後輩から借りる	2.3%	2.3%	6.6%	10.7%
❹自分の小遣いなどで買う	5.8%	12.8%	24.0%	49.5%
❺家族（お父さん・お母さんなど）に買ってもらう	19.7%	19.0%	24.4%	11.8%
❻家にある本を読む	21.2%	20.6%	13.4%	4.4%
❼その他			1.2%	1.8%

※小学生は、図書室で借りたり、身近な本を読むことが多いですが、中学生からは読書する際に購入する回答が増えます。また、中学生からは「友達等との貸借」の回答が増えていきます。

【質問８：保】　公共図書館で「借りない」と答えた方で、本を借りない理由は何ですか？（複数可）

	保護者
❶自分で購入するため	33.5%
❷図書館に読みたい本がない	1.4%
❸本が好きではない	6.8%
❹図書館が遠い。場所を知らない	12.6%
❺忙しい。図書館に行く時間や本を読む時間がない	**35.2%**
❻その他	10.6%

※「保護者」の方々が図書館を利用しない理由は、一番に「時間がない」、次に「自分で購入する」という回答となり、公立図書館の多様な利用方法として、電子書籍などに対応することや身近に感じられ、行きたいと思う楽しみのある図書館づくりをすることが必要です。

（５）電子書籍＊*の利用について

【質問９：中・高・保】　あなたは電子書籍を読んだことがありますか？（１つ）

		よく利用する	あるが、あまりない	ないが、読みたい	ない	計
中２	R5	22.3%	**32.9%**	22.2%	22.6%	100.0%
	H30	9.9%	25.6%	20.2%	**44.3%**	100.0%
高２	R5	27.4%	**34.2%**	21.0%	17.4%	100.0%
	H30	12.1%	35.2%	15.0%	**37.7%**	100.0%
保護者	R5	22.1%	**40.6%**	13.7%	23.6%	100.0%

※平成 30 年度、令和５年度を比較すると、電子書籍を利用したことのある人の割合が増えています。令和５年度に読んだことのある人の割合は、中学生は約５割強、高校生、保護者ともに６割を超え、たくさんの人が電子書籍を読んでいることが分かります。それと同時に、電子図書を読んだことはあるものの継続して使用していないと思われる「あるが、あまりない」とした回答が最多のため、電子書籍導入の際には利用法等の検討が必要です。

（６）読書について

【質問１０：小・中・高】　あなたは、本を読むことが好きですか？（１つ）

	好き	どちらかといえば好き	どちらかといえば嫌い	嫌い	計
小学２年生	**52.8%**	33.3%	10.4%	3.5%	100.0%
小学５年生	37.5%	**40.3%**	17.3%	5.0%	100.0%
中学２年生	31.1%	**42.7%**	18.9%	7.4%	100.0%
高校２年生	30.2%	**41.8%**	18.7%	9.3%	100.0%

※読書が好きな割合は、小中高校生とも高い傾向ですが、学齢が上がると少しづつ減少しています。

＊* 電子書籍：紙ではなく電子的に記録され、画面で読む本など。読むにはデジタル端末が必要。

【質問１１：小・中・高・保】　あなたは、読書をすることは大切だと思いますか？（1つ）

	大切だと思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	大切だと思わない	計
小学５年生	**52.7%**	38.1%	6.1%	3.1%	100.0%
中学２年生	**48.7%**	42.7%	5.2%	3.4%	100.0%
高校２年生	**53.4%**	39.2%	3.2%	4.2%	100.0%
保護者	**70.1%**	29.5%	0.3%	0.1%	100.0%

※読書は大切と感じている割合は、全ての区分で９割を超え、保護者の 99.6%が大切と思っています。読書が大切と感じている人に読書が好きと回答してもらえるようにしていくことが必要です。

【質問１２：小・中・高】　誰に本を読んだり、物語を聞かせてもらったりしましたか？（複数回答可）

	小学２年	小学５年	中学２年	高校２年
❶父母	**31.3%**	25.9%	23.4%	**55.8%**
❷家族（祖父母・兄や姉など）	12.2%	15.7%	**26.8%**	11.3%
❸先生（保育園・幼稚園・こども園）	23.4%	24.7%	24.2%	19.6%
❹読み聞かせボランティアの方	28.5%	**32.3%**	20.4%	13.0%
❺その他	4.6%	1.5%	5.3%	0.3%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※読み聞かせは、未就学児から小学生が多くなります。以前は家庭での読み聞かせが中心でしたが、近年は読み聞かせボランティアの活動が増えています。

（７）図書館（図書室）に望むことについて

【質問１３：小・中・高】あなたが、学校の図書室に望むのはどのようなことですか？（複数回答可）

	小学２年	小学５年	中学２年	高校２年
❶おもしろい本を紹介してほしい	19.6%	20.6%	27.9%	**42.6%**
❷自分の読みたい本がほしい	**23.6%**	**31.1%**	**37.7%**	35.4%
❸調べや勉強に役立つ本がほしい	11.9%	12.3%	8.5%	5.9%
❹楽しいイベントを開いてほしい	18.0%	15.5%	9.6%	4.2%
❺学校が休みでも開いてほしい	12.1%	10.4%	7.2%	3.9%
❻机やいすの数を増やしてほしい	4.2%	2.7%	3.5%	3.3%
❼いつでも本のことを教えてくれる人がいてほしい	10.5%	7.5%	3.0%	1.2%
合計	100.0%	100.0%	2.6%	3.6%

※本の充実を望むとともに、図書館室から本の紹介やイベントの提供等アプローチをして欲しいと考えています。

【質問１４：中・高】　あなたが、栃木市の図書館に望むのはどのようなことですか？(複数回答可)

	中学２年	高校２年
❶面白い本を紹介してもらいたい	29.0%	**39.3%**
❷自分の読みたい本が欲しい	**39.4%**	33.9%
❸調べものや勉強に役立つ本が欲しい	12.8%	7.5%
❹中高生が参加できるイベントを行って欲しい	9.4%	5.4%
❺机や椅子の数を増やして欲しい	6.6%	8.7%
❻その他	2.7%	5.2%

※本の充実を望むとともに、図書館室から本の紹介やイベントの提供等をして欲しいと考えています。身近に感じられる、行きたいと思う楽しみのある図書館づくりをすることが必要です。

参考：❻その他は「分からない」「ない」や、「自主学習できる場所や時間」について言及したものがありました。

３　関係法令

○子どもの読書活動の推進に関する法律

（平成十三年十二月十二日）
（法律第百五十四号）
第百五十三回臨時国会
第一次小泉内閣

子どもの読書活動の推進に関する法律をここに公布する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条　子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条　父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものと

する。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条　政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2　政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3　前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条　都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2　市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3　都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4　前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条　国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2　子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3　国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

〇視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

（令和元年六月二十八日）

（法律第四十九号）

第百九十八回通常国会

第四次安倍内閣

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律をここに公布する。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　基本計画等（第七条・第八条）
第三章　基本的施策（第九条―第十七条）
第四章　協議の場等（第十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

２　この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

３　この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

（基本理念）

第三条　視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一　視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二　視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三　視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

（国の責務）

第四条　国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第六条　政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章　基本計画等

（基本計画）

第七条　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

２　基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二　視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三　前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6　前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（地方公共団体の計画）

第八条　地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2　地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3　地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4　前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章　基本的施策

（視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等）

第九条　国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2　国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（インターネットを利用したサービスの提供体制の強化）

第十条　国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一　点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二　視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

（特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援）

第十一条　国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

２　国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等）

第十二条　国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

２　国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備）

第十三条　国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

（端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援）

第十四条　国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

（情報通信技術の習得支援）

第十五条　国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施

の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発の推進等）

第十六条　国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第十七条　国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章　協議の場等

第十八条　国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

栃木市読書活動推進計画
発行　栃木市教育委員会
編集　生涯学習課

〒328－8686
栃木県栃木市万町９番25号
電話：0282－21－2492
FAX：0282－21－2690
MAIL：tosho-soumu@city.tochigi.lg.jp